

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 7 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉担当主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

こども家庭庁支援局障害児支援課

「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」及び
「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する Q & A（第 1 版）」について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月 7 日に、令和 7 年度における福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて、「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 3 月 7 日付け障障発 0307 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知・こ支障第 11 号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）（別添 1）及び「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する Q & A（第 1 版）」（別添 2）をお示しいたしました。

内容を御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

また、福祉・介護職員等処遇改善加算及び障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境等改善事業に係る申請様式を一体化しておりますが、指定都市及び中核市が指定権者である場合、それぞれの様式の提出先が異なりますので、事業者等からのご提出にあたってはご留意いただきますようお願いいたします。